

大規模災害発生時における応急医療活動等に関する協定書

市川市（以下「甲」という。）、浦安市（以下「乙」という。）及び公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター（以下「丙」という。）は、市川市地域防災計画及び浦安市地域防災計画（以下「両市地域防災計画」という。）に基づき、大規模災害発生時の応急医療活動拠点として開設される医療救護所（以下「救護所」という。）において行われる応急医療活動並びに救護所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、丙の敷地内で応急医療活動を行うことにより傷病者に対し適切な医療を提供する体制を整備することを目的とし、その役割はおおむね次のとおりとする。

- (1) 甲 災害時等の医療救護活動についての協定（平成20年7月15日締結）に基づき活動する一般社団法人市川市医師会とともに傷病者のトリアージ及び応急処置等の救護所に係る開設、運営及び資機材等の管理を行い、必要に応じて病院内に傷病者を搬送する。
- (2) 乙 災害時等の医療救護活動についての協定（平成31年4月18日締結）に基づき活動する一般社団法人浦安市医師会とともに傷病者のトリアージ及び応急処置等の救護所に係る開設、運営及び資機材等の管理を行い、必要に応じて病院内に傷病者を搬送する。
- (3) 丙 後方医療施設として、傷病者を受け入れ、処置を行う。

（救護所の開設）

第2条 甲及び乙は、丙の協力を得て、大規模災害発生時、両市地域防災計画に基づき、直ちに救護所を開設する。

- 2 救護所の資機材等は応急医療活動のために使用するものとする。
- 3 救護所の具体的な運営については、別に定める。

（設置する施設等）

第3条 甲及び乙は丙が指定する場所に救護所の資機材等を保管するための倉庫、ロッカー及び冷蔵庫（以下「倉庫等」という。）を設置する。

- 2 救護所の資機材等の品名、数量は、別に定める。

（管理及び費用負担）

第4条 甲及び乙は前条で設置した資機材等及び倉庫等の維持管理を行うものとし、維持管理に関する業務を行う際は、原則として丙の立会いを得るものとする。

- 2 甲及び乙は第4項の費用を除くほか、倉庫等の設置及び管理に必要な費用を負担するものとする。
- 3 甲及び乙は応急医療活動に必要な消耗品の購入及び補充を行うものとする。
- 4 丙は倉庫等の設置に必要な保管場所の提供及び倉庫等の機能維持に必要な水道光熱費を負担するものとする。

（訓練）

第5条 甲、乙及び丙は、資機材等の取扱い方法及び応急医療活動の連携に関する訓練を定期的実施する。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙で協議する。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が終了する日の1ヶ月前までに、双方から異議の申出がないときは、自動的に継続する。

本協定の締結の証として本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年 3 月 1 日

（甲）住 所 千葉県市川市八幡一丁目1番1号

氏 名 市川市

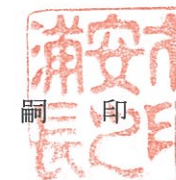
代表者 市長 村越祐民



（乙）住 所 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

氏 名 浦安市

代表者 市長 内田悦嗣



（丙）住 所 千葉県浦安市当代島三丁目4番32号

氏 名 公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター

代表者 管理者 神山潤

